

令和7年度 プレミアム商品券取扱事業実施要綱

1. 名称	益子町プレミアム商品券
2. 目的	町内における各事業所の売上向上と町外への顧客流出を防止し、地域経済並びに商店街活性化の推進を図る。
3. 内容	<p>共通券・一般券</p> <p>1. 発売日 令和7年6月28日(土) 先着販売</p> <p>2. 使用期間 令和7年7月 1日(火)～12月31日(水)</p> <p>3. プレミアム率 共通券・一般券20%</p> <p>4. 販売総額 8,500万円(発行総額 1億200万円)</p> <p>5. 発行単位(額面) 共通券 1,000円券×6枚 一般券 1,000円券×6枚 (12,000円分)を1冊10,000円で販売</p> <p>6. 購入限度額 一世帯5セット(60,000円分)</p> <p>7. 購入資格 益子町民及び町内事業所勤務の方</p> <p>8. 販売方法 ▼6月28日(土) 販売初日は町民センターで販売 ▼6月30日(月)以降は益子町商工会にて販売</p> <p>9. 換金期限 令和8年1月9日(金)</p> <p>10. 代理購入 不可</p> <hr/> <p><u>リフォーム券</u></p> <p>1. 販売期間 令和7年7月28日(月), 29日(火) 予約販売</p> <p>2. 使用期間 令和7年7月28日(月)～12月31日(水)</p> <p>3. プレミアム率 10%</p> <p>4. 発行総額 1,600万円(発行総額 1,760万円)</p> <p>5. 発行単位 額面11,000円券を一枚10,000円で販売</p> <p>6. 購入限度額 一世帯最高50枚(550,000円分)</p> <p>7. 購入資格 益子町民で、期間中にリフォームを行う世帯施工主</p> <p>8. 販売方法 7月7日(月)～7月17日(木)に申込み受付(見積書等提出)による予約販売制。 予定額を上まわる申込みがあった場合は、按分調整により減額販売</p> <p>9. 換金期限 令和8年1月9日(金) ※一般共通券と同様</p> <p>10. 代理購入 加盟店(施工業者)による代理申込受付は可能。ただし、購入は本人及び同世帯の方のみ。</p>
4. 取扱店	益子町商工会員
5. 参加料	一店につき1,000円
6. 換金方法	7月換金分については毎週金曜日までに商工会窓口へ商品券・換金申請書を持参したものに付き、翌週水曜日に指定金融機関により振込 8～12月換金分については月に2回指定した日に振込
7. 換金手数料	換金額の1%(但し物価高騰対策として中小加盟店は換金手数料を徴収しない)

8. 周知方法	各種メディア、チラシ新聞折込み、取扱店におけるポスター、町の広報による周知等
9. 注意事項	<p>①取扱店のみでの使用とする。</p> <p>②釣り銭は支払わない。</p> <p>③発行者印、番号のない商品券は無効とする。</p> <p>④盗難、紛失または滅失等に対し、発行者はその責を負わない。</p> <p>⑤次に掲げるものは対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこ ・公共料金、税金の支払い ・出資や債務の支払いにあたるもの（振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等） ・有価証券、ビール券、図書券、商品券、切手、印紙、プリペイドカード、保険、宝くじ等の金融商品など換金性の高いものの購入 ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等 <p>⑥以下の行為を禁止とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事が伴わない家電等の購入についてリフォーム券を使用すること ・現金との換金、金融機関への預け入れ ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品などの購入 ・医療保険や介護保険等の一部負担金（保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む） ・収納サービス等の支払い ・購入した商品券を他人に譲渡、転売すること ・取扱店の関係者が商品券を購入した場合において、自身の店舗での利用として換金を行う事 ・その他発行委員会が禁止と認める事 <p>以上の事を遵守できない場合は、商品券の返還や取扱店の抹消などの措置を取る場合があります。</p>

※日時等については予定であり、諸事情により変更となる場合がある。